

監 技 第 1 7 9 号
平成 2 3 年 3 月 2 9 日
(技術管理室扱い)

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部監理課長

現場代理人の常駐に関する取扱いについて（送付）

このことについて、「鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改定について」(平成 2 3 年 3 月 2 9 日付け告示第 3 6 5 号)により契約書 1 0 条第 3 項において「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」こととされたことに伴い、現場代理人の常駐に関する取扱いについて、下記のとおり定めたので参考送付します。

つきましては、貴下会員に周知を図ってくださいますようお願いいたします。

なお、平成 2 1 年 9 月 1 日付け技管第 1 0 1 号技術管理課長通知「現場代理人の常駐に関する取扱いについて」は廃止します。

記

1 現場代理人の常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第 1 0 条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第 2 0 条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

3 特記仕様書への明示

上記について特記仕様書に明示し、周知徹底を図ること。

特記仕様書記載例

第 条 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

4 適用年月日

平成23年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。